

180日を超える入院に係る特別料金について

(令和8年6月からの料金)

厚生労働大臣が定めるところにより、長期間入院されている方の入院料金の一部が医療保険給付から外され、特別の料金が徴収できる制度となりました。

(入院期間は、他の医療機関での入院期間を含む場合もあります。)

これにより当病院では、下記の金額を請求させていただきます。
なお、特別料金を徴収させていただく方には、事前にご連絡いたします。

ご不明な点については、お気軽に医事課までお問い合わせ下さい。

180日を超える入院に係る特別料金

入院料の区分	特別料金 (1日につき)
急性期一般入院料4	2,640円(税込)

院 長